

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局総務課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応
について（追加）

計7枚（本紙を除く）

Vol.90

平成21年5月20日

厚生労働省老健局総務課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL : 03-5253-1111(企画法令係・内線 3919)
FAX : 03-3503-2740

事務連絡
平成21年5月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について（追加）

国内において新型インフルエンザが発生したこと等に伴い、「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」（平成21年5月16日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）（以下「5月16日事務連絡」という。）を発出し、社会福祉施設等における対応についてお知らせしたところですが、今般さらに、追加の対応策等をとりまとめましたので、下記のとおり対応をお知らせいたします。

なお、今後とも最新の状況等を勘案し、適宜情報提供していく予定ですので管内市町村及び関係機関等にその周知徹底を図るようお願いします。

記

- 1 短期入所、通所施設等において臨時休業を行う場合の当面の対応について、以下のとおりお願いします。
 - (1) 介護サービス事業者等における対応
 - i 臨時休業を行ったときは、「確認事項」Q&A（平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会）のとおり、居宅介護支援事業者・訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供するようお願いします。

ii なお、臨時休業を行った短期入所、通所施設等については、介護保険法上の休業の届出は必要ありません。

また、代替サービスの提供等により、居宅サービス計画の変更の必要があるときについて、やむを得ない理由がある場合は、サービス担当者会議は開催せず、担当者から意見を求めることで足りるものとします。

(2) 障害福祉サービス事業者等における対応

i 臨時休業を行ったときは、「「確認事項」Q&A」（平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会）のとおり、居宅介護事業者等を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、必要に応じて居宅介護等の訪問系サービス事業所等が代替サービスを提供するようお願いします。

また、新たに居宅介護等の代替サービスの利用に当たり、支給決定前における緊急やむを得ないサービス利用が必要な場合は、障害者自立支援法第30条第1項に規定する特例介護給付費の支給が可能であるので、当該制度の活用を図り、代替サービスの必要な者に必要なサービスが提供できるよう対応をお願いします。

なお、市町村においては、サービスの提供状況を適宜把握の上、必要な調整を図るようお願いします。

ii 臨時休業を行った障害福祉サービス事業所等については、障害者自立支援法第46条に基づく事業の休止の届出は必要ありません。

2 社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）において、新型インフルエンザの発生を未然に防ぐよう、5月16日事務連絡等を参考に、職員を介してウイルスが持ち込まれることのないよう、日頃から健康管理等に留意し、施設内では入所者への感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）の職員については、濃厚接触者の分類に当たり、新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要項（暫定版）（別表参照。）における「イ. 医療関係者」に準じた取扱いになると考えられることから、介護サービスの提供及び職員間の会議等を含め、事業所や施設内では、手洗いやうがい、マスクの着用等職員の感染対策の徹底をお願いします。

万一新型インフルエンザの患者が発生した場合には、別紙のQ&Aを参考にしていただくよう宜しくお願いいたします。

3 参考

- ・「新型インフルエンザ対策行動計画」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>)
- ・「新型インフルエンザ対策ガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>)
- ・「ブタインフルエンザに対する対応について（情報提供）」（平成21年4月27日付事務連絡厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）
- ・「新型インフルエンザに対する対応について」（平成21年4月28日付事務連絡厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）
- ・「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/07.pdf>)
- ・「『新型インフルエンザ対策行動計画』の改定に伴う『高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き』の参考方法について」（平成21年5月8日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）
- ・「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」（平成21年5月16日付事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）

社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）
での対応について Q & A
(国内発生早期の場合)

平成21年5月20日現在

(問) 社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）で新型インフルエンザの感染が発生した場合、どのように事業を継続すればよいか。

(答)

以下の点に留意した上で事業を継続すること。なお、感染の発生状況等地域の実情に応じて柔軟に実施することが必要である。

1. 入所者が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、速やかに個室に転室させる等の感染防止措置を講じるとともに、事業者は、嘱託医もしくはかかりつけの医師等に連絡するとともに、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談し、その指示に従って、発熱外来等を受診させること。受診の際、感染が疑われる入所者及び同行者に不織布製マスクの着用、手洗いを徹底させること。
2. また、従業員が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、出勤を停止、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談させ、その指示に従

って、発熱外来等を受診させること。

3. 1または2において受診した者の新型インフルエンザの感染が確定した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条に基づき、感染した入所者或いは従業員は、基本的に感染症指定医療機関に入院となること。
4. 入所者或いは従業員の新型インフルエンザの感染が確定した場合、保健所が実施する積極的疫学調査に協力するとともに、事業の継続に当たっては、濃厚接触者（高危険接触者）と保健所に判断された入所者への対応等について、以下の記載事項に留意すること。ただし、5～7の記載事項とは異なった対応を保健所から指示された場合には、当該指示に従うこと。また、濃厚接触者と保健所に判断された従業員への対応については個別に保健所の指示に従うこと。具体的に、濃厚接触者と想定される者は別表に示すとおり。
5. 保健所により濃厚接触者と判断された入所者は、個室に転室させることが望ましいが、個室が用意できない場合は濃厚接触者のみの居室を用意し移動させ、7日間は施設内の移動を制限した上で、健康管理を徹底すること。また、介護・支援の際は不織布製マスクと使い捨て手袋を着用した上、当該入所者についてはできるだけ同じ従業員がサービスを提供する体制とするなどのサービス提供上の対応を図ること。なお、同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合、ベッド間の距離を2m以上離し、カーテン等でのベッド間の仕切り等の対応を実施し、できるだけ接触を防ぐこと。

6. 事業者は、新型インフルエンザに感染した者及び濃厚接触者以外の入所者及び従業員の健康状態にも留意し、毎日の健康管理を徹底するとともに、施設内での感染拡大を防止するため、以下の点に留意すること。

- 食堂に集まって食事をとる際には、おおむね2メートル程度、席の間隔をとること
- 共同のレクレーション等の人が集まる活動等を自粛すること
- 入浴は、個浴又はシャワーとし同一時間帯における複数の入浴を避けること、又は清拭とすること等

7. 家族等との面会に当たっては手洗いを励行するなど感染防止対策を徹底するよう求めるとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう行動範囲や面会場所を検討すること。給食・リネン業者等、施設での生活維持のために必要な外部事業者に対しては、マスクや手袋の着用等の感染防止対策を徹底した上で、作業時間や行動範囲を制限する等、できるかぎり入所者や従業員との接触を避けるような対応を行うこと。それ以外の外部事業者の不要不急の出入りについてはできるだけ避けること。

別表

濃厚接触者（高危険接触者）について（抄）

ア. 世帯内居住者

患者と同一住所に居住する者。

イ. 医療関係者

個人防護具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、患者の診察、処置、搬送等に直接携わり曝露の可能性のある医療関係者や搬送担当者。

ウ. 汚染物質への接触者

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く。）、排泄物などに、防護装備なしで接触した者。具体的には手袋、マスク、手洗い等の防護対策なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。

エ. 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な距離で、PPE を装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、上記患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス、乗用車の同乗等での近距離接触者等が該当する。

オ. 蔓延地域滞在者

新型インフルエンザがヒト-ヒト感染し、蔓延しているとされている地域（または国）に滞在または旅行していた者。当該地域（または国）での接触歴の有無は原則として問わない。蔓延地域（または国）については、別途指定するものとする。

（出典 新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要項
(暫定版) 一部改変）